

藤枝市霊きゅう自動車使用条例の一部を改正する条例

藤枝市霊きゅう自動車使用条例（昭和50年藤枝市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条の表死亡者が本市住民であるときの項中「1,500円」を「2,000円」に改め、同表死亡者が本市住民でないときの項中「3,010円」を「4,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の規定は、平成31年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。